

都市再生特別措置法第62条第1項の規定に基づく
特例道路占用区域の指定(公示)

平成28年3月

国土交通省 北海道開発局

特例道路占用区域の指定(公示)

都市再生特別措置法第62条第1項の規定に基づき、特例道路占用区域を指定したので、同法第62条第3項の規定に基づき公示する。

1. 指定の区域、並びに、指定の区域における施設等の種類

路線名	区分	住所・区間	設けることができる都市再生工作物等の種類
一般国道36号 (駅前通)	歩道部	南1条西3・4丁目～ 南3条西3・4丁目の区間	・広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの (都市再生特別措置法施行令第16条第1号)
			・食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの (都市再生特別措置法施行令第16条第2号)
一般国道36号 (駅前通)	歩道部	南3条西3・4丁目～ 南4条西3・4丁目の区間	・広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの (都市再生特別措置法施行令第16条第1号)

詳細は、別添図面に示すとおり。

2. その他

本公示は、都市再生特別措置法第46条第1項の規定に基づき、札幌市が平成28年1月12日に策定した「都市再生整備計画(大通駅周辺地区)」(計画期間平成28年度～平成32年度)に伴い、道路管理者が定めるものである。

本公示において、事前に札幌市への意見照会を行うとともに、所管の警察署である北海道札幌方面中央警察署とも協議を実施した。

札幌市への意見照会等の結果、本公示の特例道路占用区域への占用希望者が下記の一者しか想定されない場合に該当すると判断したため、本公示の特例道路占用区域への占用主体の選定に係る提案の募集及び選定委員会による審議の手続きは省略する。

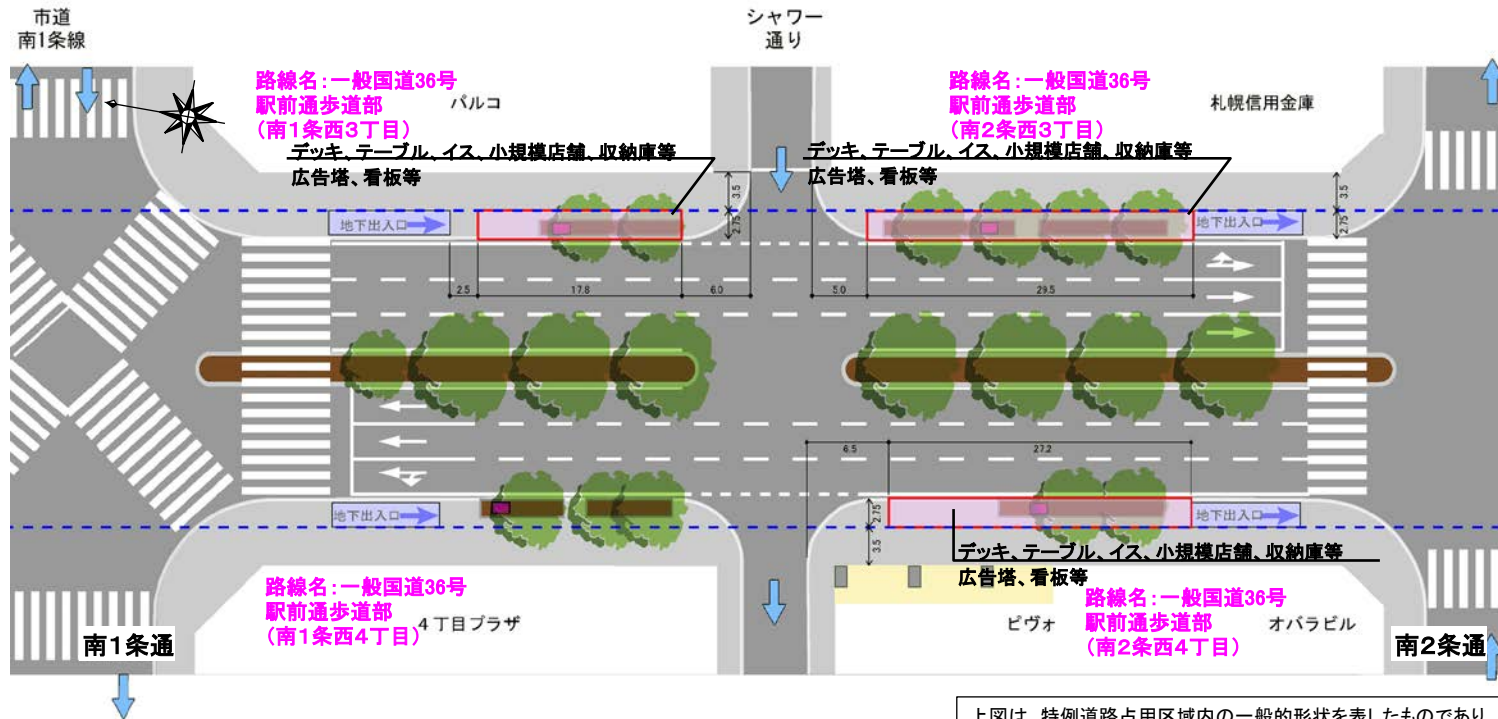
なお、特例道路占用区域における占用許可については、別途道路法第32条に基づく許可手続きを行う。

占用主体(事業主体)： 札幌大通まちづくり株式会社 (都市再生推進法人)

指定の区域及び施設等の種類(詳細図1)

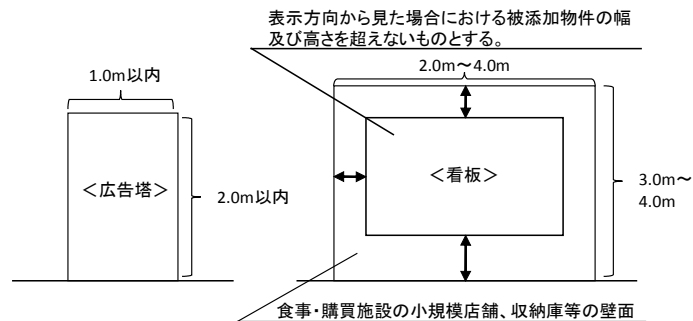
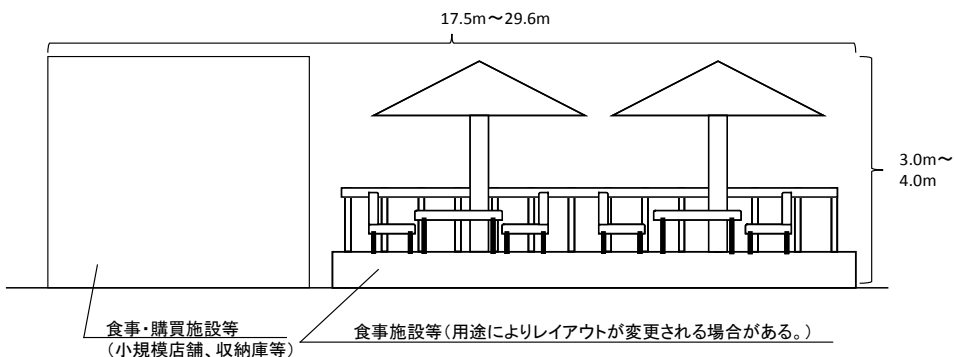
道路の区域内に設けられる施設等

- ・ 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(都市再生特別措置法施行令第16条第1号)
- ・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
(都市再生特別措置法施行令第16条第2号)



< 凡 例 >

特例道路占用区域



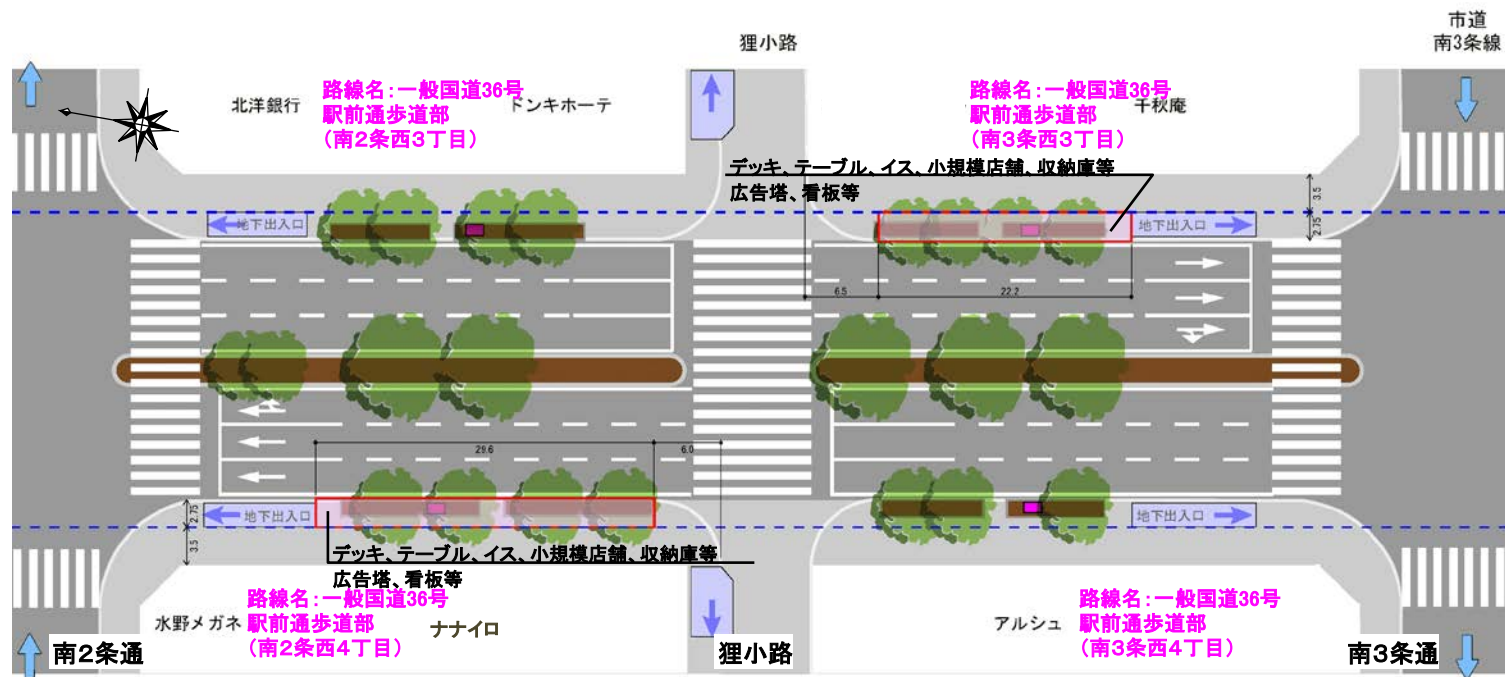
指定の区域及び施設等の種類(詳細図2)

道路の区域内に設けられる施設等

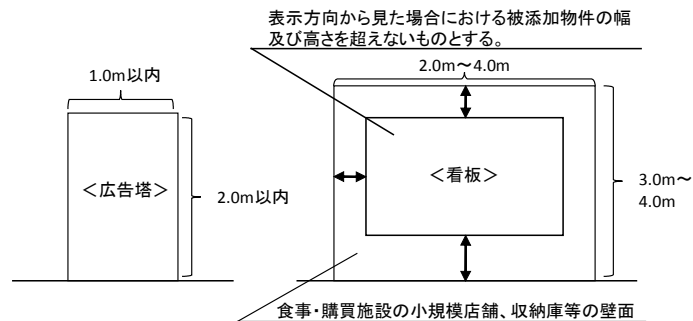
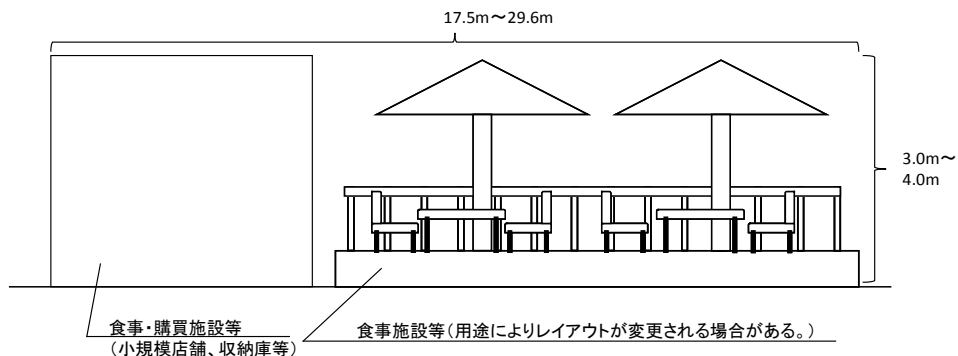
- ・ 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(都市再生特別措置法施行令第16条第1号)
- ・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
(都市再生特別措置法施行令第16条第2号)

< 凡 例 >

特例道路占用区域



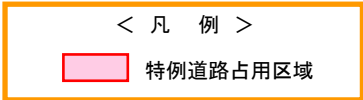
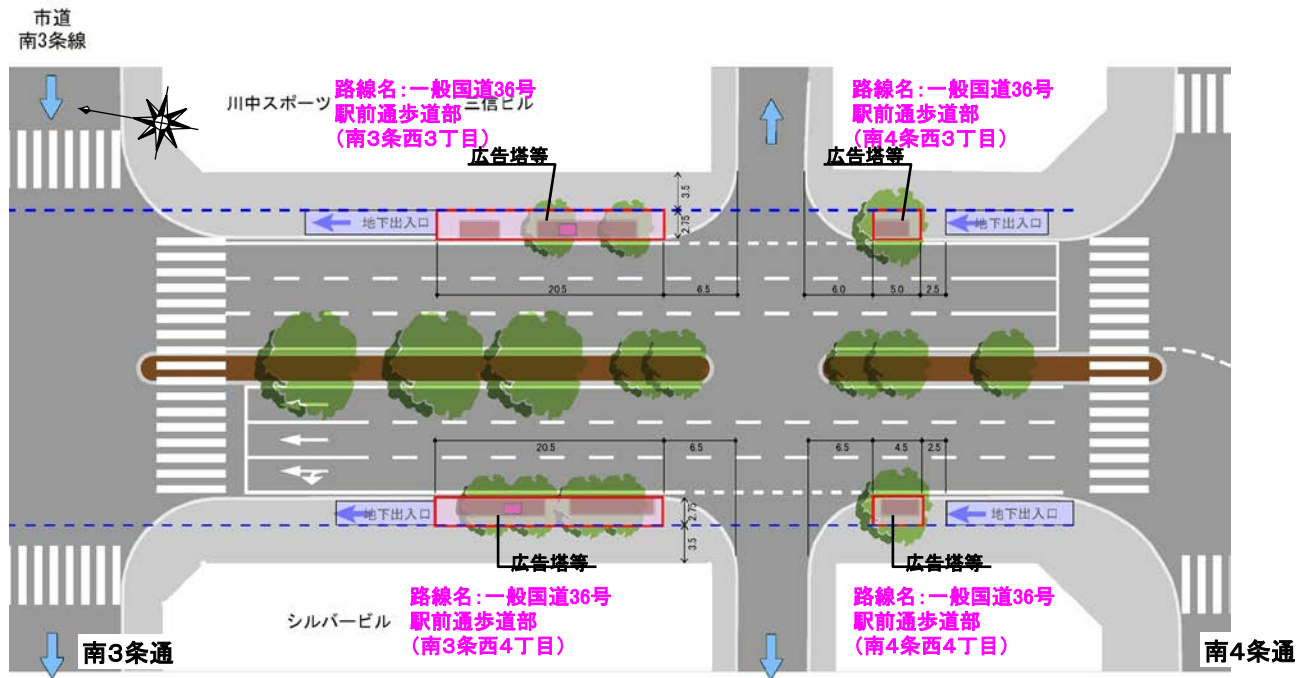
上図は、特例道路占用区域内の一般的形状を表したものであり、現況と一致しないこともあり得る。



指定の区域及び施設等の種類(詳細図3)

道路の区域内に設けられる施設等

- ・ 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(都市再生特別措置法施行令第16条第1号)



上図は、特例道路占用区域内の一般的形状を表したものであり、現況と一致しないこともあり得る。

